

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科 教育部長に関する規程

改正

平成27年1月22日
規則第35号
平成29. 3.16 28規則62

(設置)

- 第1条** 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の3の規定に基づき、人文社会科学研究科教育部に教育部長を置く。
- 2 前項の教育部長は、同研究科から選出された評議員をもって充てる。

(職務)

- 第2条** 教育部長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、教育部の運営に係る事項を処理する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3.16 28規則62）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。